

就労継続支援 A 型事業所

1 A型事業所のサービスの概要

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

対象者＝企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者(利用開始時 65 歳未満の者) (具体的には次のような例)

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

2 基本方針（基準省令[人員]第 185 条、県条例[人員]第 158 条）

A型事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 指定に係る人員・設備基準の概要

人員基準	従業者	職業指導員 生活支援員	・総数：常勤換算で、利用者数を 10 で除した数以上 ・職業指導員の数：1 人以上 ・生活支援員の数：1 人以上 ※1 人以上は常勤	基準省令[人員] 186 条 県条例[人員] 159 条
		サービス管理 責任者	・利用者数 60 以下：1 人以上 ・利用者数 61 以上：1 人に、利用者数が 60 人を 超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて 得た数以上 ※1 人以上は常勤	
	管理者	原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	基準省令[人員] 188 条 県条例[人員] 160 条	
設備基準	訓練 作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	基準省令[人員] 188 条 県条例[人員] 161 条	
	相談室	間仕切り等を設けること		
	洗面所 便所	利用者の特性に応じたものであること		
	多目的室その他運営に必要な設備			

4 資格要件

管理者	下記のいずれかに該当するものでなければならない ①社会福祉主事 ②社会福祉事業に2年以上従事した者 ③企業を経営した経験を有する者 ④これらと同等以上の能力を有すると認められる者	基準省令〔設備〕 72条 県条例〔設備〕 68条
サービス管理責任者	下記の両方に該当するものでなければならない ①実務経験者であること。 ②就労に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。	基準省令〔設備〕 12条 県条例〔設備〕 11条

5 実施主体（基準省令〔人員〕第189条、県条例〔人員〕第162条）

社会福祉法人

社会福祉法人以外の場合は、専ら社会福祉事業を行う者

※特例子会社（障害者の雇用促進等に関する法律第44条に規定する子会社）であってはならない。

基準省令【人員】：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）

（基本方針）

第百八十五条 規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第百八十六条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。

二 サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第百八十七条 第五十一条及び第七十九条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第五十一条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の業務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の業務に従事させることができるものとする。

(設備)

第百八十八条 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第一項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第百八十九条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条に規定する子会社以外の者でなければならない。

県条例【人員】：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

(基本方針)

第百五十八条 雇用契約の締結による就労の機会の提供、生産活動の機会の提供及び就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を供与する就労継続支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、当該者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第百五十九条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職業指導員及び生活支援員
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とする。
 - ロ 職業指導員の員数は、一以上とする。
 - ハ 生活支援員の員数は、一以上とする。
- 二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - イ 利用者の数が六十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定就労継続支援A型事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。
- 3 第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(準用)

第六十条 第四十七条及び第七十一条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第四十七条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の業務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の業務に従事させることができる。

(設備)

第六十一条 指定就労継続支援A型事業所は、当該指定就労継続支援A型の事業の用に供する専用の設備として、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - 一 訓練・作業室
 - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 第一項に規定する訓練・作業室は、利用者への支援に支障がない場合は、設けないことができる。
- 4 第一項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

(実施主体)

第百六十二条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。）を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならない。

基準省令【設備】：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（抜粋）

(職員)

第十二条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

五 サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）

(管理者の資格要件)

第七十二条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第十九条各号のいずれかに該当する者、若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又は企業経営の経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

県条例【設備】：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

(職員)

第十一条 療養介護事業者が療養介護事業所ごとに置くべき職員は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

五 サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。）

(管理者の資格要件)

第六十八条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、社会福祉事業に二年以上従事した者、企業経営の経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

厚生労働省告示第五百四十四号

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（抜粋）

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十六年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ（3）に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設等基準」という。）第十一条第一項第二号イ（3）に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。）

イ サービス管理責任者は、（1）から（6）までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ（1）から（6）までに定める要件を満たす者とする。

（4）就労移行支援、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。）、就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。）又は就労定着支援

（一）及び（二）の要件を満たす者であること。

（一）実務経験者であること。

（二）就労に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。